



平成28年度

みょうしゅう児童館学童クラブ登録について

みょうしゅう児童館では、保護者の就労やその他の事情で放課後留守家庭になる御家庭の1年～6年生に、安全で健やかに生活する場所として学童クラブを行っています。登録をご希望されるご家庭は、1月4日（月）～1月23日（土）までの間に児童館まで書類を取りにお越しください。御不明な点があれば、児童館までお問い合わせください。

- 1、実施日 日曜日・祝日・国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く毎日。
- 2、実施時間
  - ・平日 学校下校時間～午後6時30分まで
  - ・土曜日 学校長期休業中・学校代休日など  
午前8時00分～午後6時30分まで
- 3、学童クラブに登録できる条件
  - ・保護者が就労（居宅内・居宅外）している為、その児童を保護出来ない。
  - ・身体、健康上の理由から、その児童を保護出来ない。
  - ・年間を通して学童の利用を希望される家庭。

※ただし、児童が長期間の安静を必要としたり、慢性の伝染病の病気があるなどで、集団生活及び集団活動が困難でないこと。
- 4、登録申請には下記の書類が必要となります。
  - ・学童クラブ登録申請書
  - ・就労証明（必要とする人全員分）
  - ・保護出来ない状況に応じて必要となる書類（診断書等）
  - ・収入状況申告書
  - ・収入状況を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書控等）

〒603-8464 京都市北区鷹峯黒門町15番地の2  
社会福祉法人 妙秀福祉会 みょうしゅう児童館

電話（075）491-0131

FAX（075）491-0135

